

「免税店小冊子作成事業」に関する業務委託先募集要項

1. 委託業務

「免税店小冊子作成事業」に関する業務

2. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、「免税店小冊子作成事業」に関する業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 小冊子作成の実績が豊富であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (5) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4. 募集期間

平成 28 年 6 月 13 日（月）から平成 28 年 6 月 27（月）まで

5. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託予定額

370 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。ただし、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ（公財）京都文化交流コンベンションビューローの承認を得ることとする。

6. 応募手続等

公募に応募するものは、次の示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

（〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル 5階）

電話：075-212-4145 FAX：075-212-4121

(2) 各種必要書類の提出

①提出書類及び提出部数

ア. 応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書、実績を示したものの等） 1部

イ. 企画提案書・スケジュール含む（任意様式） 3部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4版横書き（図表についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする）にまとめること。

ウ. 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

見積の細項目は、仕様書の「委託（予定）業務内容」の各号から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについては、適宜再掲等の扱いとすることを妨げない。

企画費等で計上するものについても、単に一式とせず、可能な限り積算根拠を示すこと。

①提出期限

平成28年6月27日（月） 17時

②提出場所

上記（1）のとおり

③提出方法

上記（1）に記載する担当事務局まで、持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

①本書及び仕様書等に対して質問ができる者は、上記「3 応募資格」を満たしているものとする。

②質問期限

平成28年6月22日（水） 17時

(4) 注意事項

①公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア. 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ. 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ. 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

①すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

③提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤すべての提出書類は返却しない。

7. 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、京都市・(公財)京都文化交流コンベンションビューローにおいて、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

①「免税店小冊子作成事業」に必要な人材が質・量ともに確保できているか。

②本事業の趣旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。

③円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。

④見積経費については妥当か。

⑤仕様書で要求する項目以外のもの、効果的な追加提案があるか。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上契約する。

なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において(公財)京都文化交流コンベンションビューローと受託候補者との協議の上内容を決定する。

8. スケジュール(予定)

平成28年6月13日	公募開始
6月27日	各種必要書類の提出期限
6月末	委託先の決定
9月	納品

9. その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に(公財)京都文化交流コンベンションビューローと連絡調整を行うこと。

(2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

(3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市・(公財)京都文化交流コンベンションビューローに帰属するものとする。

免税店小冊子作成事業 仕様書

1 委託業務名

免税店小冊子作成事業

2 業務目的

原則として京都市内で営業する免税店を紹介する冊子を作成し配布することで、外国人観光客への情報提供に寄与し、消費額を高め、引いては京都の国際的なブランド力の強化に質することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

京都市を訪問する外国人観光客の買い物環境向上のため、原則として京都市内で営業する免税店を対象に免税店小冊子を作成する。(平成 27 年 9 月作成版を全面改訂)

(1) 内容

原則として京都市内免税店 350 施設 (予定)

ア 形式 210 cm×148 cm フルカラー 72 ページ

イ 部数 5 万部

ウ 言語 英語, 中国語 (簡体字) ※翻訳不要

(2) 納入期限

平成28年9月

(3) 納入場所

京都市観光協会 (京なび), 市内ホテル, 公共交通機関ほか。

(4) 納品

印刷物およびデータ

(5) 店舗情報 (原稿・画像)

委託者～各店舗に対し、店舗情報を受託者に提出するよう依頼。(原稿を英語, 中国語 (簡体字) に翻訳)

受託者～店舗情報を収集し、ページ作成 (デザイン, レイアウト, 色校正含む)。各店舗に入稿データの確認依頼。

(6) 広告

広告ページを設けることが出来る。なお、広告料の取り扱いは別途協議とする。

(7) 増刷

増刷の際の料金について参考に提示すること。

(8) その他

委託者が指示する内容に従って作成すること。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

(5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローが委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

ビューローは、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(以上)